

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法（昭和27年法律第180号）および道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正により、自動車駐車場または特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設についての指定区間内の国道に係る道路占用料の額が定められたことに伴い、県道（指定区間外の国道を含む。以下同じ。）についてもこれに準じて定めるため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路管理者以外の者が県道の自動車駐車場または特定車両停留施設に設けようとする自動車に燃料としての水素を供給するための施設について、道路占用料の額を定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。